【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

 【提出先】
 近畿財務局長

 【提出日】
 2022年11月11日

【会社名】 株式会社タナベコンサルティンググループ

(旧会社名 株式会社タナベ経営)

【英訳名】 TANABE CONSULTING GROUP CO.,LTD.

(旧英訳名 TANABE CONSULTING CO.,LTD.)

(注)2022年10月1日付の純粋持株会社体制への移行に伴い、会社名及び英

訳名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 若松 孝彦

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区宮原3丁目3番41号

【 縦覧に供する場所 】 株式会社タナベコンサルティンググループ

(東京都千代田区丸の内1丁目8番2号 鉃鋼ビルディング)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

確認書

1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長若松孝彦は、当社の第61期第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。